

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等 の規定に適合していることを証する書面

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の規定の適合性については、次頁の「盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）」に沿って、設計図書に記載された情報に基づき判定したところ、判定結果は以下のとおりとなりました。詳細は次頁のとおりです。

なお、判定の結果、CASE5又はCASE6に該当する場合は、本書面を確認申請書に添付し、かつ、本確認申請以前に盛土規制法の許可を受けている場合は、その許可証の写しも添付します（CASE5に該当する場合は、別途、提出期限までに届出を提出します）。

また、計画敷地は、現在、盛土規制法に基づく行政指導等は受けていません。

この書面に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

設計者氏名

資 格 () 建 築 士 () 登 録 第 () 号

() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

建築士事務所名

敷地の地名地番	
敷地面積	m ²

判 定 結 果

■土地の形質変更＜盛土・切土＞ ※詳細は次頁参照

☐

CASE 1 に該当
(盛土規制法の許可が必要)

☐

CASE 2 に該当
(開発許可が必要)

☐

CASE 3 に該当
(開発許可が必要)

☐

CASE 4 に該当
(盛土規制法の許可が必要)

☐

CASE 5 に該当
(盛土規制法の届出が別途必要)

☐

CASE 6 に該当
(盛土規制法の許可不要)

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（土地の形質変更＜盛土・切土＞）

該当する項目に☑をしてください。不明な点等は、盛土ハンドブックをご参照ください。
なお、一時的な土石の堆積を行う場合等は、盛土規制法所管部署にご相談ください。

土地の形質の変更（盛土・切土）を行う計画か	☐ いいえ
↓ ☐ はい	
公共施設用地での工事か(別紙参照)	☐ はい
↓ ☐ いいえ	
災害の発生のおそれがないと認められる工事か(別紙参照)	☐ はい
↓ ☐ いいえ	
工事は、以下の①～⑤のいずれかに該当するか ＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ① 盛土で高さが2m超の崖(※1)を生じる ② 切土で高さが5m超の崖(※1)を生じる ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖(※1)を生じる（①, ②を除く） ④ 盛土で高さが5m超となる（①, ③を除く） ⑤ 盛土又は切土をする地盤の標高差（鉛直方向の厚さ）が50cmを超える土地の面積が3,000㎡超となる（①～④を除く）	
↓ ☐ はい	↓ ☐ いいえ
都市計画法の開発許可が必要な計画か	
↓ ☐ はい ↓ ☐ いいえ	
CASE 1 許可申請手続が必要(※2) ▶ 盛土規制法による中間検査・定期報告対象	
↓	
CASE 2 都市計画法の開発許可をもって許可を受けたものとみなす(※2) ▶ 盛土規制法による中間検査・定期報告対象	
↓	
CASE 3 都市計画法の開発許可をもって許可を受けたものとみなす（届出したものとみなす）(※2)	
	工事は、以下の⑥～⑩のいずれかに該当するか ＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞ ⑥ 盛土で高さが1m超の崖(※1)を生じる ⑦ 切土で高さが2m超の崖(※1)を生じる ⑧ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖(※1)を生じる（⑥, ⑦を除く） ⑨ 盛土で高さが2m超となる（⑥, ⑧を除く） ⑩ 盛土又は切土をする地盤の標高差（鉛直方向の厚さ）が50cmを超える土地の面積が500㎡超となる（⑥～⑨を除く）
	↓ ☐ はい
	都市計画法の開発許可が必要な計画か
	↓ ☐ はい ↓ ☐ いいえ
	工事場所が宅地造成等工事規制区域内か
	↓ ☐ はい ↓ ☐ いいえ
	CASE 4 許可申請手続が必要(※2) CASE 5 届出が必要 CASE 6 許可申請手続不要

(※1)：崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう（詳細は盛土ハンドブック（概要編）第1の2の2－4参照）

(※2)：国又は県等が行う開発行為・宅地造成等については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなす

資格・設計者氏名	() 建築士 () 登録第 () 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号	
申請者氏名			
敷地の地名地番	敷地面積 m ²		